

健衛発第 0807003 号
平成 14 年 8 月 7 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



身体障害者補助犬を伴う障害者等の旅館、飲食店等の利用について

旅館、飲食店等の生活衛生関係営業に対する監視指導については、種々御配慮を煩わしているところでありますが、今般、「身体障害者補助犬法」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、厚生労働省社会・援護局長より、旅館及び飲食店をはじめとする不特定多数の者が利用する施設に関して、別添のとおり、同法の趣旨が関係機関等へ周知されるよう依頼がありました。

ついては、本法の趣旨を御了知の上、貴管下関係団体等に対し、その周知方よろしくお願いいたします。

なお、「盲導犬を伴う視覚障害者の旅館、飲食店等の利用について (昭和 56 年 1 月 30 日付け環指第 12 号)」は、当通知をもって廃止いたします。

社援発 第0607010号
平成14年6月7日

各 内 部 部 局 の 長
社会保険庁総務部総務課長
中央労働委員会事務局総務課長
} 殿

社会・援護局長
(公印省略)

「身体障害者補助犬法」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」の施行について

「身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成14年法律第50号）」については、別添のとおり、5月29日に公布されたところである。

この法律は、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関及び不特定かつ多数の者が利用する施設を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講じることにより身体障害者の自立と社会参加の進展を図ることを目的として制定されたものであるので、その趣旨を御了知の上、関係機関及び関係団体等に対し、その周知徹底を図られるよう特段の御配意をお願いしたい。

なお、この法律は、一部を除き平成14年10月1日から施行されるが、必要な政省令等については、今後、順次制定し示すこととしているので、併せて御了知願いたい。

社援発 第0607009号

平成 14年 6月 7日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「身体障害者補助犬法」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」の施行について

「身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成14年法律第50号）」については、別添のとおり、5月29日に公布されたところであるが、法律制定の趣旨及び主な内容は以下のとおりであるので、御了知の上、管下市町村を始め、関係機関及び関係団体等に対し、その周知徹底を図られるよう特段の御配慮をお願いしたい。

なお、この法律は、一部を除き平成14年10月1日から施行されるが、必要な政省令等については、今後、順次制定し示すこととしているので、併せて御了知願いたい。

第1 法律制定の趣旨

我が国においては、障害者の日常生活を支援する動物としては、盲導犬が広く国民に知られており、現在約900頭が実働しているが、介助犬及び聴導犬については、実働頭数が少数であることや法的位置けがないこと等から国民にも十分知られていないところである。このため、特に介助犬及び聴導犬については、公共的施設や公共交通機関等への同伴が円滑に受け入れられていない状況にある。

これらの状況を踏まえ、身体障害者補助犬を訓練する事業者及び身体障害者補助犬の使用者の義務等を定めることにより、良質な身体障害者補助犬の育成及び普及を図るとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等の公共施設等において身体障害者補助犬を同伴しての利用の円滑化を図ることにより、身体障害者の自立と社会参加の進展を図ることとしたものである。

第 2 身体障害者補助犬法の内容

1 総則事項

(1) 身体障害者補助犬法の目的 (第 1 条関係)

この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するものであること。

(2) 身体障害者補助犬の定義 (第 2 条及び附則第 2 条関係)

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいうこと。

ア 盲導犬

道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 14 条第 1 項に規定する政令で定める盲導犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けているもの

なお、当分の間は、国家公安委員会が指定した法人から認定を受けているものとする

イ 介助犬

肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助等肢体不自由を補う補助を行う犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けているもの

ウ 聴導犬

聴覚障害により日常生活に著しい障害がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けているもの

2 身体障害者補助犬の訓練事業者の義務 (第 3 条及び第 4 条関係)

(1) 訓練事業者は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならないこと。

(2) 訓練事業者は、身体障害者補助犬を育成した後においても、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならないこと。

3 身体障害者補助犬の使用に係る適格性 (第 6 条関係)

身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理できる者でなければならないこと。

4 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(1) 国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等（第7条関係）

国・地方公共団体及び独立行政法人、特殊法人等政令で定める公共法人（以下「国等」という。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないこと。

また、国等は、国等の事業所等に勤務する身体障害者が当該事業所等において身体障害者補助犬を使用すること及び国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこと。

(2) 公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴（第8条関係）

公共交通事業者等は、その管理する旅客施設及び旅客の運送を行うための車両等を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないこと。

(3) 不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴（第9条関係）

(1) 及び (2) のほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないこと。

(4) 事業所等及び住宅における身体障害者補助犬の使用（第10条及び第11条関係）

事業主（国等を除く。）は、その事業所等に勤務する身体障害者が、当該事業所等において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならないこと。

また、住宅の管理者（国等を除く。）は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならないこと。

(5) 身体障害者補助犬の表示等（第12条関係）

身体障害者補助犬には、その使用者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならないこと。

(6) 身体障害者補助犬の行動の管理（第13条関係）

施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴・使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならないこと。

5 身体障害者補助犬に係る認定等

(1) 法人の指定（第15条関係）

厚生労働大臣は、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする公益法人又は社会福祉法人であって、身体障害者補助犬の認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができること。

(2) 身体障害者補助犬に必要な能力の認定（第16条関係）

(1)の指定を受けた者（以下「指定法人」という。）は、身体障害者補助犬とするために育成された犬であって、当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならないこと。

また、認定をした身体障害者補助犬について、能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならないこと。

(3) 改善命令等（第17条から第19条関係）

厚生労働大臣は、認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずること等ができること。

また、指定法人が改善命令に違反したときは、その指定を取り消すことができること。

6 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(1) 身体障害者補助犬の取扱い（第21条関係）

訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならないこと。

(2) 身体障害者補助犬の衛生の確保（第22条関係）

身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じないように努めなければならないこと。

(3) 国民の理解を深めるための措置（第23条関係）

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。

(4) 国民の協力（第24条関係）

国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならないこと。

7 経過措置に関する事項（附則第3条関係）

身体障害者が、国等が管理する施設、公共交通機関及び不特定かつ多数の者が利用する施設に介助犬及び聴導犬を同伴する場合において、指定法人の認定を受けていない介助犬又は聴導犬であっても、平成16年9月30日までの間に限り、「介助犬」又は「聴導犬」と表示することができることとしたこと。

8 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成14年10月1日から施行すること。

ただし、介助犬及び聴導犬の訓練事業者の義務に係る規定については、平成15年4月1日から、不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴に係る規定については、平成15年10月1日から施行すること。

9 検討（附則第6条関係）

この法律の施行後3年を経過した場合に、身体障害者補助犬の育成の状況、国等が管理する施設、公共交通機関及び不特定かつ多数の者が利用する施設等における身体障害者補助犬の同伴は使用の状況その他この法律の施行の状況についての検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとしたこと。

第3 身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律の概要

1 障害者基本法の一部改正（第1条関係）

国及び地方公共団体は、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設を利用する身体障害者補助犬の同伴について配慮しなければならないこととし、また、交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、当該公共的施設を利用する身体障害者補助犬の同伴について便宜を図るよう努めなければならないこととし、さらに、国及び地方公共団体は、身体障害者補助犬の研究及び開発を促進しなければならないこととしたこと。

2 社会福祉法の一部改正（第2条関係）

介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を、盲導犬訓練施設を経営する事業に加えて第二種社会福祉事業とすることとしたこと。

3 身体障害者福祉法の一部改正（第3条関係）

介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を、盲導犬訓練施設を経営する事業に加えて身体障害者福祉法の「居宅事業」として位置付けるとともに、都道府県が介助犬及び聴導犬を貸与し又は貸与することを委託することができること及び地方公

もる 共団体は身体障害者補助犬の使用を支援する事業を実施するよう努めることとしたこと。

4 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成14年10月1日から施行すること。
ただし、2及び3（一部を除く）については、平成15年4月1日から施行すること。

（附則第1条関係）

この法律は、平成14年10月1日から施行すること。
ただし、2及び3（一部を除く）については、平成15年4月1日から施行すること。

（附則第2条関係）

この法律は、平成14年10月1日から施行すること。
ただし、2及び3（一部を除く）については、平成15年4月1日から施行すること。

この法律は、平成14年10月1日から施行すること。
ただし、2及び3（一部を除く）については、平成15年4月1日から施行すること。

（附則第3条関係）

この法律は、平成14年10月1日から施行すること。
ただし、2及び3（一部を除く）については、平成15年4月1日から施行すること。

（附則第4条関係）

この法律は、平成14年10月1日から施行すること。
ただし、2及び3（一部を除く）については、平成15年4月1日から施行すること。

（附則第5条関係）

この法律は、平成14年10月1日から施行すること。
ただし、2及び3（一部を除く）については、平成15年4月1日から施行すること。